

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び介護休暇」を「，介護休暇及び介護時間」に改める。

第18条第1項中「職員が親族の喪に遭遇したとき」を「職員は，親族（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち，当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び同条第2項に規定する養育里親である職員（同法第27条第4項の規定により，同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）が死亡したとき」に改める。

第22条の2第1項中「，1親等の親族」を削り，「同居している2親等」を「2親等以内」に改め，「以下」の右に「これらを」を，「もの」の右に「（以下「要介護者」という。）」を加え，同条第2項中「親族」を「要介護者」に，「前項に規定する介護」を「当該介護」に改め，「ごとに」の右に「，職員の申出に基づき，3回を超えず，かつ，合算して93日を超えない範囲内で管理者が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において，必要と認められる期間を」を加え，「とし，その期間は，連続する3月の期間内において必要と認められる期間」を削り，同条第4項中「前3項」を「前8項」に改め，同項を同条第9項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め，同項を同条第8項とし，第2項の次に次の5項を加える。

3 前項に規定する職員の申出は，指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして，管理者に対して行わなければならない。

4 管理者は，前項の規定による指定期間の指定の申出があったときは，当該申出に係る

期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

- 5 職員は、第3項の規定による申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間の指定を希望する期間の末日を明らかにして、管理者に対して申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があったときは、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の規定による申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全部について介護休暇を承認することができないことが明らかであるときは、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかな日であるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間）

- 第22条の3 職員は、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、管理者の承認を得て、介護時間を受けることができる。
- 2 介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は前条第8項に規定する介護休暇の承認を得た期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を受けることができるものとする。
- 3 職員が介護時間の承認を受けて勤務しないときは、京都市上下水道局職員給与規程第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第40条に規定する

勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 4 前3項に定めるもののほか、介護時間の届出その他介護時間の取得に関し必要な事項は、別に定める。

別表第3（第18条関係）中

配偶者
父母（配偶者の父母を含む。）及び子

を

「

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
父母（配偶者の父母を含む。）及び子（第18条において親族に含むものとされる者を含む。以下同じ。）

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の京都市上下水道局職員勤務規程第22条の2第1項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して93日を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の京都市上下水道局職員勤務規程（以下「改正後の規程」という。）第22条の2第2項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、管理者は、初日から当該職員による申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して93日を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、管理者に対して行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があったときは、附則第2項に規定する初日から当該申出に係る期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

る。

- 5 附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第3項の規定による申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、管理者に対して申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があったときは、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第3項の規定による申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全部について改正後の規程第22条の2第1項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかであるときは、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休暇を承認することができないことが明らかな日であるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 改正後の規程第22条の2第3項の規定による申出及び附則第3項の規定による申出並びに改正後の規程第22条の3第4項の規定により別に定める介護時間の届出は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

（上下水道局総務部職員課）